

令和6年度 花のみち周辺にぎわい創出事業業務委託 仕様書

1 業務の名称

花のみち周辺にぎわい創出事業業務委託

2 目的

花のみち周辺は、本市の中心市街地であり、にぎわいと魅力の中核となる商業、文化芸術、観光などの多種多様な施設と資源が集積しており、市内外から多くの人々が来訪し、交流する拠点となっている。一方で、花のみち周辺を訪れる人々は、観劇などの単一目的の観光客が多いため、豊富な観光資源に恵まれながら、それに比例した地域経済への効果を実感できていない状況である。

本市は、令和6年4月に市制70周年を迎える。本事業は、市制70周年の記念事業の1つとして、他のイベントや周辺事業者と連携し、花のみち周辺で一過性イベントではなく、定期的ににぎわいを創出するイベントを開催し、市内外から新たな人流を生み出すことで、地域のにぎわいを創出することを目的とする。

3 業務場所

宝塚市栄町1丁目、栄町2丁目 地内

4 業務期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで

5 委託業務内容

事業目的を踏まえ、次に掲げる業務を全て含むものとする。

(1) 運営全般に関する業務

- ① 業務の円滑な進行に必要なスケジュール表の作成
- ② 全体計画の策定及び提出
- ③ 会場及び会場周辺の管理統括(会場等設営、イベント運営、ステージ等コンテンツ運営)
- ④ 人員配置計画の策定及び提出(統括人員、会場等設営・撤去人員、ゴミ処理人員等)

※計画に基づき必要な人員を確保し、効率的な配置を図ること。

- ⑤ 出店業者の募集及び管理
- ⑥ 業務運営マニュアルの作成

※事前準備及び当日業務について各マニュアルを作成すること。

- ⑦ 関係する官公庁等への申請書類の作成及び提出

※市道路管理課、警察、消防及び保健所等への許諾等に関する申請を含む。

- ⑧ 関係者との連絡調整及び 本市 との会議の開催
- ⑨ 設営物品一覧・経費内訳書の作成及び提出
- ⑩ 緊急時(地震・火災発生時)の危機管理や事故防止対策等の安全対策の実施

(2) イベント企画の実施業務

- ① イベントの企画は、次の内容を踏まえ提案すること。

ア 花のみち周辺にて、定期的なにぎわいの創出が期待できる企画を立案すること。

ただし、本事業におけるイベントの開催回数は 3 回以上とし、以下のイベントのうち必ず 1 つは企画すること。また、それ以外のイベントについては企画提案内容を基に本市と協議し実行すること。

(ア) ハロウィンイベント(仮装イベント)

(イ) クリスマスマーケット

(ウ) 市内事業者が参加するマルシェ

イ「宝塚市制 70 周年記念事業」の基本理念に則した企画を立案すること。

ウ 市内外から子どもから大人まで幅広い世代の集客が期待できる企画を立案すること。

エ 周辺商業施設であるソリオ宝塚名店会及び宝塚花のみち商店会が開催する定例イベント、又は、時節のイベントと連動することにより相乗効果が表れる企画を立案すること。

オ 花のみち周辺で開催される市制 70 周年記念事業をはじめとした市主催のイベント、又は、民間事業者等が開催するイベントと連動し、年間を通じて花のみち周辺でにぎわいを創出することのできる企画を立案すること。

カ 周辺環境に配慮した安全・環境への対策を図ること。

キ 見込み来場者数等の記載を行うこと。

ク 各イベントの形態や場所、規模等について示すこと。

ケ 各イベントの実施に必要な人員の確保及び配置等は、受託者において行うこと。

- ② その他

その他、仕様書に定めるもの以外で本イベントの魅力や価値を高め、業務目的の達成に資する企画がある場合は自由に提案できるものとする。ただし、花のみちに相応しいにぎわいを創出する企画を提案すること。

(3) 広告宣伝業務

- ① ポスターの制作

本事業で実施するイベントの周知を目的としたポスターを作成しPRすること。

なお、制作内容や部数については、企画提案内容を基に本市と協議のうえ決定すること。

- ② その他

その他、SNS等告知に有効と思われる媒体・手法は企画提案に盛り込むこと。

(4) 会場設営等業務

① 会場等設営計画の策定及び提出(設営図の作成を含む。)

〈設営図には以下のものを含むものとする〉

ア テント(本部、控室、出店、PRブース、その他)

イ 各種コンテンツスペース

ウ 飲食スペース

エ 各種看板

オ 出店等配置図の作成

カ 消火器配置図の作成

キ 設営計画に基づく物品(テント、ゴミ箱、備品等)の手配、運搬、設置、撤去

ク ゴミの適正な処理

ケ その他上記業務を実施するために必要な備品の手配・設置及び設営後の撤去

(5) 事業実施報告書の作成、提出

上記に記載した業務の実施状況及び集客実績等を記載すること。

(6) 保険の加入に関すること

① 労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。

② 賠償責任保険に加入し、対人賠償、対物賠償のそれぞれに損害賠償能力を有すること。

③ 保険の加入に際し、加入時期及び補償内容をあらかじめ本市に報告すること。

6 疑義

本委託業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議を行い、解決したうえで業務にあたらなければならない。なお、受託者はその内容や経緯、解釈等について任意の様式に記入し、速やかに本市に提出すること。

7 委託業務実施に係る経費

委託業務の実施に係る必要な経費については、受託者の負担とする。

8 法令等の遵守

受託者は、本委託業務の遂行にあたり、本書及び契約書で定める事項、関係法令及び本市の条例、規則等を十分に遵守したうえで本委託を実施すること。

9 事故・災害

本委託業務実施中の事故・災害については、すべて受託者の責任において処理するものとする。

ただし、本市の責に帰する事由となる場合は、この限りでない。

10 調査等

市は、必要があると認められるときは、受託者に対して本委託業務の処理状況に関する調査への対応や、業務に関して保有する情報の公開を求めることができることとする。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

11 留意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は本市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、本市と受託者が協議の上決定すること。
- (2) 受託者は、受託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、本市と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (3) 受託者は本委託業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者は、個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- (5) 受託者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故または災害が発生した場合は、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行うこと。
- (8) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。